一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
令和3年
10月15日

VOL. 128

【行政ニュース】
◆「排出事業者の委託先処理施設等の現地確認義務について」 岐阜県環境生活部廃棄物対策課
◆「単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて」 岐阜県環境生活部廃棄物対策課
◆「岐阜地域環境室の移転について」 環境生活部岐阜地域環境室長
【全産連ニュース】
◆「令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について」 公益社団法人 全国産業資源循環連合会
◆「業務改善助成金リーフレットの送付について」 厚生労働省労働基準局賃金課
【労働安全衛生】
◆「はしごや脚立からの墜落・転落災害防止について」 岐阜労働局労働基準部健康安全課

月見の森【海津市】
四季折々の花が楽しめる森林公園。
「日本百名月」「日本夜景遺産」に認定されており、月見台からは濃尾平野が一望でき、夜景と月明かりが織りなす絶景が楽しめます。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県　濃度第18号）

業務内容　廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物	水　質	土　壌	肥　料	悪　臭	放射線量
● 溶出試験 ● 水銀含有試験	● 地下水 ● 河川水 ● 工場排水 ● 廃棄物処理施設処理排水 ● 浄化槽放流水	● 建設発生土 ● 農用地土壌 ● 底質	● 普通肥料 ● 特殊肥料 ● 肥料原料	● 特定悪臭物質 ● 臭気指数（濃度）	● 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業　優良産廃処理業者認定取得

（処　分　業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・木くず　・動植物性残さ
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・鉱さい　・がれき類　・廃油（タールピッチ）・ばいじん　・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・木くず　・動植物性残さ
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・鉱さい　・がれき類　・ばいじん　・廃アルカリ　・廃油　・廃酸　・13号廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業　優良産廃処理業者認定取得

（処　分　業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等　・引火性廃油　・腐食性廃酸　・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物　・特定有害廃油　・特定有害廃酸　・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻　・特定有害汚泥　・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建　設　業

骨　材　販　売

私たちは、地域と地球の環境に配慮した事業者です
エコアクション21
®環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214　岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL.（0574）62-2121（代）　FAX.（0574）62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

目　　次

行政ニュース　「排出事業者の委託先処理施設等の現地確認義務について」
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 2
「単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて」
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 5
「岐阜地域環境室の移転について」　環境生活部岐阜地域環境室長 … 8

全産連ニュース　「令和３年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について」　公益社団法人全国産業資源循環連合会 … 9
「業務改善助成金リーフレットの送付について」
厚生労働省労働基準局賃金課 … 11

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
「東美濃観光パスポート」について　岐阜県恵那県事務所環境課 … 16

シリーズ　わがまちの環境保全と対策
「環境保全とSDGs」　海津市長　横　川　真　澄 … 18

労働安全衛生　「はしごや脚立からの墜落・転落災害防止について」
岐阜労働局労働基準部健康安全課 … 19

協会だより　<(一社)岐阜県産業環境保全協会>
理事会の開催 … 21
委員会の開催 … 21
委員会の活動 … 22
<(公社)全国産業資源循環連合会>
令和3年度第1回最終処分部会運営委員会(Web会議) … 23
第11回定時総会(Web会議) … 23
令和3年度第1回全国正会員事務局責任者会議(Web会議) … 23
<大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会>
第15回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会(Web会議) … 23
大規模災害時廃棄対策セミナー(Webセミナー) … 23
<その他>
産業廃棄物処理関係講習会の開催 … 23
会員による行政への寄付 … 24
<新規加入会員の紹介> … 24
<会員数の状況> … 24
<青年部会動向～未来人～> … 25

お知らせ　電子マニフェストシステムの加入申込み … 26
産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について … 27
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 … 28
保全協Newsについて … 29
事務局からのお願い … 29

編集後記　河原　三次 … 30

表紙写真　「月見の森」 … フォト　海津市提供

排出事業者の委託先処理施設等の現地確認義務について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされており（廃棄物処理法第12条第７項）、平成28年１月の食品廃棄物の不正転売事案の発覚以降、より一層、排出事業者の処理責任が問われることとなっています。

岐阜県では、産業廃棄物の適正処理の確保、不適正処理の防止の観点から、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（以下「適正処理条例」といいます。）第18条の規定に基づき、県内の産業廃棄物排出事業者（以下「排出事業者」といいます。）に対し、処理施設等の実地調査により、委託先の処理能力を確認することを義務付けています。排出事業者から実地調査の依頼があった場合には御対応・御協力いただきますようお願いします。

実地調査の実施義務の概要については次のとおりです。

★実地調査の実施義務の概要

（１）実地調査の方法

排出事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合には、次の調査を行うとともに、調査結果を記録しておく必要があります。

（適正処理条例施行規則第９条）

①産業廃棄物の収集運搬を委託する場合

当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査

②産業廃棄物の処分を委託する場合

当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査

（２）定期的な確認等の実施

排出事業者は、産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の処理状況を定期的（※）に確認・監視する必要があります。（適正処理条例第18条第２項）

※適正処理条例運用通知において、確認・監視については、年１回以上実施することしています。

（３）優良産廃処理業者に処理を委託する場合の実地調査の免除

優良産廃処理業者に処理を委託した場合については、規定の趣旨を踏まえ、当

該業者が公表している産業廃棄物の処理状況や事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する情報により、適正処理が行われていることを間接的に確認すれば足るものとしています。

（適正処理条例運用通知）

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、排出事業者からコロナ禍における実地調査の要否について問い合わせを受けることがありますが、処理施設等における処理の状況を写真や映像等で確認する等、実施可能な範囲で実施するよう案内しております。

また、昨今のデジタル化の推進に伴い、オンラインで処理状況の調査が可能な場合には、実地調査に代わる方法となり得ると考えております。排出事業者から確認の依頼等があった場合には、適宜ご対応いただくようお願いします。

【参考通知等】

○平成29年６月20日付け環廃産発第1706201号
「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」
https://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf

○岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例運用通知
https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/88131.pdf

【関連条文】

○岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（抜粋）

（処理を委託する場合における確認等）

第十八条　産業廃棄物排出事業者は、県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者（以下これらを「処理業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該委託しようとする処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号及び第六条の十四第二号に規定する基準に適合すると認められた者に委託しようとするときは、この限りでない。

２　県内産業廃棄物の処理を処理業者に委託した産業廃棄物排出事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理状況の定期的な確認その他の方法により監視しなければならない。

３　産業廃棄物排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理されていることを知ったときは、その権限により容易に対処することができると認められる措置を講ずるよう努めるとともに、当該不適正処理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

○岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

（県内産業廃棄物の処理を委託する場合における確認の方法）

第九条　条例第十八条第一項の規定により規則で定めることとされている県内産業廃棄物の処理を委託する処理業者が当該県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認は次に掲げる方法により行う。

一　産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

二　産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を実地に調査し、その結果を記録すること。

単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり環境省及び厚生労働省から通知がありましたので、御承知おきいただくとともに、貴会員へ周知くださるようお願いします。

別添　（通知）

環循規発第 2109091 号
薬生機審発 0909 第 1 号
令和 3 年 9 月 9 日

各 ［都道府県／政令市］［産業廃棄物／衛生］主管部（局）長　殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（　公　印　省　略　）

単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて

単回使用の医療機器（１回限り使用できることとされている医療機器をいう。以下同じ。Single-use Device; SUD）の再製造（単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売をすることを目的として、これに検査、分解、洗浄及び滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。）及びこれに必要な単回使用の医療機器の収集、運搬、保管等(以下「単回使用の医療機器の再製造等」という。)については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）及び医薬品医療機器等法関連法令(以下医薬品医療機器等法と併せて単に「医薬品医療機器等法関連法令」という。)によりその方法が定められているところです。

今般、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴管内関係業者に対し周知方御配慮お願いいたします。

本通知は、令和３年９月９日から施行します。

記

医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等に当たっては、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に優先して適用されるため、廃棄物処理法の規定によらず、医薬品医療機器等法関連法令の規定に従うべきこと。

単回使用の医療機器の再製造等に関するQ&A

Q１　単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、具体的にどういうことか。

Ａ１　医薬品医療機器等法第23条の２の５第１項又は第23条の２の17第１項に基づき、単回使用の医療機器を再製造等したもの（以下「再製造単回使用医療機器」という。）の製造販売承認を取得し、「再製造単回使用医療機器基準」（平成29年７月31日厚生労働省告示第261号。以下「再製造基準」という。）及び承認内容に従って、単回使用の医療機器の再製造のための医療機関における保管、医療機関からの収集、再製造を行う製造所への運搬、再製造を行う製造所において使用済み単回使用の医療機器の再製造に必要な処理が行われる場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可を不要とすること等があげられる。

Q２　単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、再製造単回使用医療機器の製造工程の全てについて、廃棄物処理法の適用外になるということか。

Ａ２　医薬品医療機器等法関連法令、これに基づく再製造単回使用医療機器の再製造基準及び承認内容に従っていない場合、すなわち、医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認を取得していない単回使用の医療機器の再製造等であって、当該使用済み単回使用の医療機器が、廃棄物と判断された場合は、廃棄物処理法が適用され、さらには、当該再製造に伴う製造販売は医薬品医療機器等法関連法令違反にも該当することに引き続き留意すること。

Q３　単回使用の医療機器の再製造等には、医薬品医療機器等法関連法令により、生活環境の保全上支障のないよう措置が講じられているのか。

Ａ３　医薬品医療機器等法に基づき、再製造基準が定められており、使用済み単回使用の医療機器は、当該再製造基準に従うことで、容器に密閉された状態で、再製造単回使用医療機器の製造販売業者により、医療機関から引き取られ、運搬される等の措置がとられることとなるから、生活環境の保全上支障のないことが規定上は確保されている。

Q４　単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、使用済み単回使用の医療機器は廃棄物ではないということか。

Ａ４　廃棄物に該当するか否かについては、廃棄物処理法の規制の対象となる行為ごとに、その着手時点における客観的状況から、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要がある。医薬品医療機器等法に基づき再製造単回使用医療機器の製造販売承認を取得し、再製造基準及び承認内容に従って、使用済み単回使用の医療機器を医療機関から引き取り、再製造等を行う場合には、当該使用済み単回使用の医療機器が、廃棄物に該当するか否かにかかわらず、当該単回使用の医療機器の再製造等については、廃棄物処理法が適用されない。

Ｑ５　使用済み単回使用の医療機器であって、再製造の用に供さずに廃棄されるものについては、廃棄物処理法はどのように適用されるのか。

Ａ５　使用済み単回使用の医療機器であっても、排出の段階で再製造の用に供さずに廃棄される予定のものは、医薬品医療機器等法関連法令が適用されないため、廃棄物処理法に基づき、使用済み単回使用の医療機器を排出した医療機関が排出事業者として、自ら処理を行い、又は産業廃棄物処理業者に処理を委託すること等が必要である。

また、単回使用の医療機器の再製造等の工程において生ずる廃棄物（副産物等）については、廃棄物処理法が適用されるため、その単回使用の医療機器の再製造等の工程を担う製造販売業者が排出事業者として、廃棄物処理法に基づいて自ら処理を行い、又は産業廃棄物処理業者に処理を委託すること等が必要である。

Ｑ６　単回使用の医療機器の再製造の用に供されるものが、医療機関から再製造単回使用医療機器の製造販売業者に引き渡された後に、再製造等の工程から逸脱して不法投棄された場合、廃棄物処理法はどのように適用されるのか。

Ａ６　廃棄物が不法投棄された場合には、廃棄物処理法第 16 条違反に該当し、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが高いことから、都道府県等は、速やかに行為者を確知し、措置命令により原状回復措置を講ずるように命ずることが想定される。

例えば、使用済み単回使用の医療機器が医療機関から製造販売業者に引き製造販売業者が当該使用済み単回使用の医療機器を不法投棄したものである場合においては、製造販売業者が不法投棄の行為者として、措置命令等の対象となる。

なお、排出事業者も廃棄物処理法の指置命令等の対象になる可能性があるが、通常は当該使用済み単回使用の医療機器の性状、取扱い形態等に応じ、医療機関又は製造販売業者が対象となる。

Ｑ７　医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認を取得するために、承認申請に係る各種評価データの収集を目的として、試験的に使用済み単回使用の医療機器を処理する行為についても、医薬品医療機器等法に基づくものとして、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置の許可は不要となるのか。

Ａ７　医薬品医療機器等法に基づく承認の申請の準備のために、試験的に使用済み単回使用の医療機器を処理することは、医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等には該当しないため、当該使用済み単回使用の医療機器が廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法が適用される。

なお、当該使用済み単回使用の医療機器が産業廃棄物として廃棄物処理法の適用を受けることとなっても、「「規制改革・民間開放推進３か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成 18 年 3 月 31 日付け環廃産第 060331001 号通知）を踏まえて、都道府県等に試験研究計画の届出を提出し、試験研究計画が承認された場合には、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可を必要としないこととされている。

令和３年９月２８日

各　　位

環境生活部岐阜地域環境室長

岐阜地域環境室の移転について（お知らせ）

日頃は、県の環境行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。
この度、岐阜地域環境室は、下記のとおり移転しますのでお知らせします。

記

１　移転年月日
令和３年１０月１１日（月）から新事務所において業務を開始
＊１０月８日（金）午後５時１５分まで、現所在地（県庁内）で通常業務を行います。

２　移転先
〒500-8384　岐阜市薮田南５－１４－５３　OKB ふれあい会館　第２棟　３階

３　電話番号
①　０５８－２７２－１９２０（環境保全係　直通）
②　０５８－２７２－１９２１（廃棄物対策係　産業廃棄物担当　直通）
③　０５８－２７２－８３２２（廃棄物対策係　埋立担当　直通）
④　０５８－２７２－８３２４（廃棄物対策係　浄化槽担当　直通）
＊①と②は従来と変更ありません。

４　ＦＡＸ番号
０５８－２７８－３５２４
＊従来と変更ありません。

＊10/8（金）17：15～10/11（月）8：30 まで電話・FAX ともに移転作業のため不通になります。

事　務　連　絡
令和３年９月２２日

各正会員
事務局責任者　様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事　　森谷　賢

令和３年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より別紙のとおり協力依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましても、別紙記載の内容をご理解いただき、協会会員に対し周知いただく等ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添（依頼）

基発０９０９第５号
令和３年９月９日

関係団体各位

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

令和３年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和３年度の地域別最低賃金額の改定については、全ての都道府県において、令和３年８月から９月の間に、改定公示が行われ、令和３年10月１日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度　地域別最低賃金　改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額		引上げ額【円】	発効年月日
北海道	889	(861)	28	2021年10月1日
青　森	822	(793)	29	2021年10月6日
岩　手	821	(793)	28	2021年10月2日
宮　城	853	(825)	28	2021年10月1日
秋　田	822	(792)	30	2021年10月1日
山　形	822	(793)	29	2021年10月2日
福　島	828	(800)	28	2021年10月1日
茨　城	879	(851)	28	2021年10月1日
栃　木	882	(854)	28	2021年10月1日
群　馬	865	(837)	28	2021年10月2日
埼　玉	956	(928)	28	2021年10月1日
千　葉	953	(925)	28	2021年10月1日
東　京	1,041	(1013)	28	2021年10月1日
神奈川	1,040	(1012)	28	2021年10月1日
新　潟	859	(831)	28	2021年10月1日
富　山	877	(849)	28	2021年10月1日
石　川	861	(833)	28	2021年10月7日
福　井	858	(830)	28	2021年10月1日
山　梨	866	(838)	28	2021年10月1日
長　野	877	(849)	28	2021年10月1日
岐　阜	880	(852)	28	2021年10月1日
静　岡	913	(885)	28	2021年10月2日
愛　知	955	(927)	28	2021年10月1日
三　重	902	(874)	28	2021年10月1日
滋　賀	896	(868)	28	2021年10月1日
京　都	937	(909)	28	2021年10月1日
大　阪	992	(964)	28	2021年10月1日
兵　庫	928	(900)	28	2021年10月1日
奈　良	866	(838)	28	2021年10月1日
和歌山	859	(831)	28	2021年10月1日
鳥　取	821	(792)	29	2021年10月6日
島　根	824	(792)	32	2021年10月2日
岡　山	862	(834)	28	2021年10月2日
広　島	899	(871)	28	2021年10月1日
山　口	857	(829)	28	2021年10月1日
徳　島	824	(796)	28	2021年10月1日
香　川	848	(820)	28	2021年10月1日
愛　媛	821	(793)	28	2021年10月1日
高　知	820	(792)	28	2021年10月2日
福　岡	870	(842)	28	2021年10月1日
佐　賀	821	(792)	29	2021年10月6日
長　崎	821	(793)	28	2021年10月2日
熊　本	821	(793)	28	2021年10月1日
大　分	822	(792)	30	2021年10月6日
宮　崎	821	(793)	28	2021年10月6日
鹿児島	821	(793)	28	2021年10月2日
沖　縄	820	(792)	28	2021年10月8日

公益社団法人全国産業資源循環連合会より「令和3年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について」（協力依頼）に関する資料提供です。

令和３年９月９日

ご担当者　様

厚生労働省労働基準局賃金課

業務改善助成金リーフレットの送付について

平素より労働基準行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

「令和３年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」において、改定最賃額及び発効日の周知について御協力のお願いを申し上げたところですが、厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」の支給を行っておりますので、傘下の会員等に対してあわせて周知いただきたくご案内させていただきました。

業務改善助成金については、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html）でご案内しておりますとともに、リーフレットを同封させていただきます。ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

・ 業務改善助成金リーフレット　　・・・２部

【担当者】
厚生労働省労働基準局
賃金課　賃金・退職金制度係　松浦
代表：03-5253-1111（内線：5348）

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和４年１月３１日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 ４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 ３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５(※2)
		２～３人	３０万円		
		４～６人	５０万円		
		７人以上	７０万円		
		10人以上(※1)	８０万円		
30円コース	30円以上	１人	３０万円		
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	１００万円		
		10人以上(※1)	１２０万円		
（新設）45円コース	45円以上	１人	４５万円		
		２～３人	７０万円		
		４～６人	１００万円		
		７人以上	１５０万円		
		10人以上(※1)	１８０万円		
60円コース	60円以上	１人	６０万円		
		２～３人	９０万円		
		４～６人	１５０万円		
		７人以上	２３０万円		
		10人以上(※1)	３００万円		
90円コース	90円以上	１人	９０万円		
		２～３人	１５０万円		
		４～６人	２７０万円		
		７人以上	４５０万円		
		10人以上(※1)	６００万円		

（※１）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※２）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
  ※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和４年３月３１日です。

お問い合わせ先

- ◆ **「業務改善助成金コールセンター」**を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15　【電話番号】０３－６３８８－６１５５

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）
→ 審査 → 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施 → 労働局に事業実施結果を報告 → 審査 → 支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
  詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善 事例1　業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要

【所在地】三重県　【従業員数】26人　【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、**助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。**

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

さらなる工夫
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容
業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果
清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2　テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要

【所在地】福岡県　【従業員数】9人　【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、**助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。**

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容
テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果
注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

厚生労働省　（R3.8.10）

令和３年８月から 業務改善助成金が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
（③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限る）

- ① 45 円コースを新設
- ②年度内に２回目の申請が可能
- ③上限加算の対象人数を10人まで拡大

対象者（事業場）

① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
② 事業場規模100人以下

支給要件

① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
　ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
　イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 450 万円（上記⑤のア又はイに該当する場合　最大 600 万円）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金900円未満	4／5	9／10
900円以上	3／4	4／5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
　助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）
※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
（⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

各コース助成上限額

・45円コースを新設
・10人以上の上限区分を新設

	引き上げる労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	**10人以上**
20円コース（20円以上引き上げ）	20万円	30万円	50万円	70万円	**80万円**
30円コース（30円以上引き上げ）	30万円	50万円	70万円	100万円	**120万円**
45円コース（45円以上引き上げ）	45万円	70万円	100万円	150万円	**180万円**
60円コース（60円以上引き上げ）	60万円	90万円	150万円	230万円	**300万円**
90円コース（90円以上引き上げ）	90万円	150万円	270万円	450万円	**600万円**

活用事例

助成対象の例

設備投資
- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング
- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他
- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮　など

この他にも業務改善助成金の活用事例は
厚生労働省ＨＰに掲載しています。

手続きの流れ

申請書・事業実施計画等を労働局へ提出 → 審査 → **交付決定** → 事業実施 → 事業実施結果報告 → **支給**

申請期限

令和４年1月31日

【お問い合わせ】
令和３年８月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。
電話番号：03-6388-6155（受付時間　平日8:30～17:15）

【申請窓口】事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています

(R3.8.10)

「東美濃観光パスポート」について

～電子アプリでより手軽に楽しめるようになりました～

岐阜県恵那県事務所環境課

東美濃エリアの周遊活性と地産地消を図ることを目的として、平成29年度から開始した「東美濃観光パスポート」事業について、今年度も令和３年７月１日(木)からスタートしています。

この「東美濃観光パスポート」事業は、2027年のリニア中央新幹線開業を見据えた観光振興のため、県とリニア沿線７市町(多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町)の行政、観光団体で組織した「東美濃歴史街道協議会」が開催するもので、令和２年度から従来の紙版に加えて電子アプリ版も登場しました。

当県事務所の管内に位置する中津川市と恵那市を楽しく巡っていただける「東美濃観光パスポート」について紹介していきます。

苗木城(中津川市)

恵那峡(恵那市)

○東美濃観光パスポートの概要

紙版と電子アプリ版の二種類でお楽しみいただけます。

紙版については、７市町の観光案内所、道の駅等で発給しており、「東美濃観光パスポート」を持って参加施設を訪問すると、スタンプの取得とあわせて各施設で「おもてなし特典」を受けることができます。さらに、集めたスタンプ数に応じて７市町の特産品など懸賞に応募することができます。

電子アプリ版については、上記の内容に加えて、一部参加施設で使える500円分のクーポンが先着3,000名に発行され、よりお得にお楽しみいただけます。

実施期間　　：令和４年２月28日(月)まで
実施施設　　：発給施設－63施設(管内31施設)
　　参加施設－310施設(管内152施設)
ホームページ： https://higashimino.kokosil.net/

HP二次元コード

○おもてなし特典

各施設で設定した条件を満たすと施設独自の「おもてなし特典」が受けられます。管内の施設でも各施設の特色を活かした特典が受けられますのでぜひご来訪ください。

中津川市参加施設：84施設
【特典例】落合宿本陣：本陣手作りしおり

恵那市参加施設　：68施設
【特典例】道の駅おばあちゃん市・山岡：山岡特産の細寒天８gプレゼント

○賞品

スタンプの押印数に応じて、３種類のコースを設けています。また、４市町以上で各１個以上のスタンプを集めた応募者は、Wチャンス賞として「東美濃周遊賞」にもエントリーされますので、ぜひ、管内の施設をご訪問ください。

賞	スタンプ数	賞品内容
ブロンズ賞	３個	７市町特産品（2,000円分相当）
シルバー賞	５個	７市町特産品（4,000円分相当）
ゴールド賞	７個	７市町旅行券（10,000円分）

○恵那県事務所管内の県立自然公園

「東美濃観光パスポート」での周遊にあわせてぜひ管内の県立自然公園をご訪問してください。

自然公園名	概　　要	面　　積	見どころ
恵那峡 県立自然公園	木曽川に迫る自然の断崖絶壁、屹立する奇岩、峡湖周辺の山林とともに、清澄な湖水のかもし出す格調の高い自然の景観がみられます。	1,505ha （うち特別地域319ha）	恵那峡、 畳岩、傘岩
胞(えな)山 県立自然公園	富士見台、恵那山、根の上の恵那三山を中心とし、亜高山樹林や灌木、チシマザサに覆われた山岳景観高原・湖が一体となった自然景観がみられます。	5,027ha （うち特別地域455ha）	恵那山、 富士見台、 神坂峠
裏木曽 県立自然公園	古くからよく保存されてきた地域で、木曽ヒノキを主とした優良木が多く、これらの森林美を持つ山々の渓谷は、水清く、幾つかの滝が懸かり、山水画を思わせる日本的な景観となっています。	11,654ha （うち特別地域456ha）	小秀山、 渡合温泉、 付知峡、 夕森公園

シ　リ　ー　ズ

わがまちの環境保全と対策

「環境保全とSDGs」

海津市長　横　川　真　澄

この度、前松永市長より本年５月に海津市政を引き継ぎました横川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃から環境保全活動に対するご理解・ご協力、産業廃棄物の適正な処理、再生利用に向けた各種取組を通じて、快適な環境の保全と美しいまちづくりに格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は現在人口が約33,300人、岐阜県の最南端に位置し、東西延長が約13㎞、南北延長が約17㎞、面積が112㎢の木曽三川の清らかな水や養老山地の緑豊かな自然環境と宝暦治水や明治改修など、治山治水の歴史と伝統がいきづくまちです。市の中央部を流れる揖斐川以東の地域は濃尾平野が広がる穀倉地帯で、それ以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなり、観光施設である千代保稲荷神社(おちょぼさん)・南濃温泉「水晶の湯」・海津温泉・国営木曽三川公園などへは市外からも多くの人々が訪れ、年間約400万人の入込客数となっています。

海津市の誇る木曽三川など美しい自然環境を保全し、人類共通の課題である地球環境問題への取り組みを促進するため、「海津市環境基本条例」「海津市第２次環境基本計画」を基に、「豊かな自然と共に生き未来へつなぐまち　海津」の実現のため、市民、市民組織、事業者、行政が協働して施策を進めています。中でも、資源ごみリサイクルの拠点である「海津市エコドーム」の運用は14年目になりますが、令和２年度においては利用者が74,317人となり運用開始から最多となりました。利用者が開始年度の３倍以上となりごみの資源化や減量化が図られています。

さて、昨今の異常気象は地球温暖化の影響と言われており、平成25年には海津市でも時間雨量100㎜を計測したことがあり、幸い大きな被害は無かったものの環境を保全していくことは、地球温暖化防止と直結しており、他人ごとではなく地球市民としてのそれぞれの責務であると考えられ、国連サミットで採択されたSDGsの目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」を速やかに実行して行く必要があると考えます。目標13の中のターゲットにおいて、海津市としてのゴールを定め、絵に描いた餅で終わることがないよう地球温暖化防止対策活動に地域と協力して取り組んでまいります。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

「はしごや脚立からの墜落・転落災害防止について」

岐阜労働局労働基準部健康安全課

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないでしょうか。しかし、労働安全衛生総合研究所による脚立に起因する労働災害を【傷病部位別】及び【傷病別】で見た分析結果によると、【傷病部位別】では上肢と下肢で半数以上を占め、【傷病別】では骨折が全体の約３分の２を占めており、重篤な災害につながりやすいということが分かりました。

よって、以下のポイントを踏まえ、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用することが必要です。

ポイント

1．はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。
2．はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。
3．はしごや脚立を使用する際は、高さ１ｍ未満の場所での作業でも墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

はしごの安全な使用のポイント

① はしごの上部・下部の固定状況を確認して下さい。（固定できない場合、別の者が下で支える）。
② 足元に、滑り止め（転位防止措置）をして下さい。
③ はしごの上端を上端床から60㎝以上突出させて下さい。
④ はしごの立て掛け角度は75度程として下さい。
⑤ 墜落した時などに頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。

脚立の安全な使用のポイント

① 不安定になるので天板の上で作業をしないでください。
② 天板から２段目以下の踏みさんを使用して下さい。また、脚立をまたいでの作業はバランスを崩しやすいので行わないでください。
③ 凸凹した場所や傾斜のある場所では使用しないで下さい。
④ 身を乗り出したり、頭の真上での作業はしないで下さい。
⑤ 墜落した時などに頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。

【はしごの災害事例】

① はしごから身を乗り出して作業をしたところ、バランスを崩して墜落した。
　☞ はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

② はしごを使って地上に降りようとしたところ、はしご脚部下端のすべり止めが剝がれており、はしごが滑ってそのまま転落した。
　☞ はしごの上端または下端をしっかり固定する。

③ ローリー車の後部に設置してあるはしごを使って降りようとしたところ、はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
　☞ 踏み面に滑り止めシールを貼る。耐滑性の高い靴及び手袋を使用する。

【脚立の災害事例】

① 脚立の天板に乗って作業をしたところ、バランスを崩して背中から墜落した。
　☞ 天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止し、代替策を検討する。

② 階段の踊り場で脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩して階段に墜落した。
　☞ 脚立にまたがっての作業は一旦バランスを崩すと身体を戻すのが難しい。脚立の片側を使っての３点支持の体勢で作業をする。

③ 両手に物をもって脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。
　☞ 昇降時は荷物を持たず、３点支持の体勢で行う。

※ 以下のリーフレットも参考にして、安全作業を行ってください。

厚生労働省　はしごを使う前に　脚立を使う前に　検索

‹(一社)岐阜県産業環境保全協会›

○理事会の開催

「第２回理事会」

令和３年度第２回理事会が、令和３年10月８日(金)に「ホテルグランヴェール岐山」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

⑴　会議報告

- (公社)全国産業資源循環連合会令和３年度第１回最終処分部会運営委員会(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会令和３年度第１回中部地域協議会専務理事会議(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会会長表彰(岐阜県関係者)
- (公社)全国産業資源循環連合会第11回定時総会(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会令和３年度第１回全国正会員事務局責任者会議(Web会議)
- 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会中部ブロック災害廃棄対策セミナー(Web会議)
- 第15回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会(Web会議)

⑵　委員会等報告

- 総務委員会
  第２回委員会の開催結果について
- 研修指導委員会
  第２回委員会の開催結果について
  活動報告について
- 広報編集委員会
  第２回委員会の開催結果について
  活動報告について
- 適正処理委員会
  第２回委員会の開催結果について

⑶　青年部会動向について

- 役員会(６月から９月計４回)の開催結果について
  青年部会ゴルフ＆懇親会(９月15日)延期について
  第２回青年部事業の協議　国産バナナ栽培農園＆大規模体験農園、ビジネスチャンス勉強会、スマート農業勉強会並びに収穫体験、Zoomを活用したオンラインゲーム
  中部ブロック長良川河川敷クリーン活動(８月20日)延期について

続いて次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第１号議案　ホームページリニューアル本稼働について
第２号議案　ホームページバナー広告掲載要綱の作成について
第３号議案　新規加入会員の承認について

次に「一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の役職名の変更について」及び「第11回定時総会開催日について」の協議がされ、提案どおり事務を進めることが承認されました。

その他の事項として「産業廃棄物対策基金の運用状況」及び「会計収支報告(７月末)」が報告されました。

第2回理事会

○委員会の開催

- 総務委員会(７月29日開催)
  行政と当協会との懇談会について、11月下旬から12月中旬の理事会の後に開催することとしました。
  災害対策本部構成員の見直しについて、災害時に、実務が機能的に行える

役員の選出と再編成を行い、理事会に諮ることとしました。

- 研修指導委員会（７月13日開催）
  副委員長の選任について、欠員となった副委員長の選任を行い、江﨑委員を選任しました。
  その他の研修会の開催については、第２回補助金活用セミナーの開催、多くの会員にSDGsを周知する研修会を開催することとし、研修内容を充実するため会員へのアンケートを実施しました。
- 広報編集委員会（７月30日開催）
  ホームページのリニューアルの内容確認とバナー広告の取り扱いについて協議をしました。
  リニューアル画面をモニターで確認をしたところ、概ねの完成が認められたため今後は仮稼働を行いながら気がついた箇所を微修正して、理事会で本稼働の承認とバナー広告掲載要綱作成の承認を諮ることとしました。
  「協会報第128号」の編集方針について協議を行い、編集方針どおりに進めることとしました。
  「2022年版協会カレンダー」を仕様案に基づき作成することとしました。
  事業活動としては、７月には「ぎふ環境保全第127号」を作成・発行し、９月には「令和３年度版協会要覧」を作成・発行しました。
- 適正処理委員会（９月３日Web開催）
  新型コロナ感染拡大状況を鑑み、委員長は当協会会議室で他の委員は各職場からリモートで会議を行いました。
  産業廃棄物処理への理解と当協会と会員のイメージアップのため「啓発グッズ配布」について、製作に向けて種類、配布先等を検討しましたが結論に至らず、引き続き、単価、数量なども含め協議を行うことにしました。

○研修指導委員会の活動

- 補助金活用セミナーの開催
  令和３年７月13日（火）13時30分からホテルグランヴェール岐山（リモート併用）で開催され、１部は「エネルギー対策事業について」、２部は、新型コロナウイルスの経済対策事業について」と題し、（株）十六銀行及び十六リース（株）の後援により、株式会社イースリー中部支店の武藤貴光氏から講義をしていただきました。

補助金活用セミナー（7月13日）

第２回は令和３年10月8日（金）15時からホテルグランヴェール岐山（リモート併用）で開催され（株）大垣共立銀及び共友リース（株）の後援により（株）エフアンドエム　名古屋支社の河合幹雄氏より、「補助金と助成金の活用について」講義をしていただきました。

補助金活用セミナーⅡ（10月８日）

補助金活用セミナーは協会初の試みであり、終了後の受講された会員の中に

は詳細を知りたいとか、相談をしてみたい等の感想も聞かれました。

<(公社)全国産業資源循環連合会>

○最終処分部会運営委員会

令和３年４月26日(月)、令和３年度第１回最終処分部会運営委員会がWeb会議により開催され、「令和３年度最終処分部会事業計画(案)について」、「最終処分場に係る税制上の特例措置について」等が協議されました。

当協会からは、澤田理事長が出席しました。

○定時総会

令和３年６月18日(金)、第11回定時総会がWeb会議により開催され、「第１号議案令和２年度事業報告並びに令和２年度決算について」が可決承認されました。

当協会からは、澤田理事長が出席しました。

○全国正会員事務局責任者会議

令和３年７月16日(金)、令和３年度第１回全国正会員事務局責任者会議がWeb会議により開催され、「令和３年度事業計画」及び「総務倫理委員会における今後の事業の方向と重点に関する検討状況について」、「令和３年度許可等講習会事業の開催計画について」など７議題と事前の質問・回答について意見交換がされました。

当協会からは、細江事務局長が出席しました。

<大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会>

○大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会

令和３年９月３日(金)に第15回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会がWeb会議により開催され、「設置要綱の変更内容」、「広域連携計画の見直し素案」、「被災事例紹介」などについて意見交換が行われました。

当協会からは、細江事務局長が参加しました。

○大規模災害時廃棄物対策セミナー

令和３年８月４日(水)に大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会中部ブロック災害廃棄物対策セミナーがリモートにより開催され、「中部地方環境事務所の災害廃棄物対策の取り組み」「災害廃棄物処理支援と支援体制について」「災害廃棄物仮置場の管理・運営」等についての講義の後、意見交換が行われました。

当協会からは、細江事務局長が参加しました。

<その他>

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

通年は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会でしたが、昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、事前にパソコンで講義動画を視聴して、その後、会場で検温・手指消毒など感染予防対策を取りながら試験を受ける２段形式の講習会となりました。

結果につきましては下記のとおりです。

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】

開催日･場所　７月21日(水)午前
　　OKBふれあい会館
受　講　者　56名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日･場所　７月21日(水)午後
　　OKBふれあい会館
受　講　者　54名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】
開催日･場所　9月8日(水)午前･午後
OKBふれあい会館
受　講　者　計101名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】
開催日･場所　9月9日(木)午前
OKBふれあい会館
受　講　者　54名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】
開催日･場所　9月9日(木)午後
OKBふれあい会館
受　講　者　54名

○会員による行政への寄付

当協会の会員である株式会社國本起業(代表取締役　國本吉男)の社員が、処理を受託した廃棄物の選別中に現金を発見し、会社の拾得物として警察署に届けました。3ヶ月が過ぎ遺失者が判明しなかったため、受け取った現金約500万円について、社員一同及び当協会の役員に相談した結果、公のために活用してもらうことが良いという結論に至り、新型コロナウイルス感染症対策等の資金として、岐阜県に300万円、多治見市と御嵩町に各100万円の寄附をされました。

代表取締役である國本吉男氏からの目録贈呈には、県では古田肇県知事、高木貴行県会議員、総務部長が出席され、多治見市では、古川雅典多治見市長が出席、御嵩町では渡邊公夫町長が出席されました。

会社側は、社員代表で國本勝典氏、國本翔太氏が立ち会いされ、協会からは澤田理事長と大坪専務理事が立ち会いました。

岐阜県庁4階第1応接室にて
左から　高木県議、古田知事、國本吉男氏、國本勝典氏、澤田理事長、國本翔太氏

新規加入会員の紹介

加入日	会員名 代表者職氏名	住所 電話番号	会員区分
10月8日	株式会社 トオヤマ 代表取締役　遠山重徳	〒500-8055 岐阜県岐阜市笹土居町27 ☎ 058-265-2729	正会員

会員数の状況

正会員	285
賛助会員	58
特別会員	2
合計	345

（令和3年10月1日現在）

‹青年部会の動向～未来人～›

◯役員会

役員会はハイブリット形式若しくはオンライン(Zoom)形式により月１回開催致しました。役員会開催にあたり主な内容としまして、コロナ禍であっても開催できる事業計画を立てることを目標に開催致しました。コロナ禍でなかなか対面での事業が厳しいですが、青年部らしく臨機応変に対応しオンライン等で開催するなどの意見を出し合い、こんなご時世であっても会員相互の交流を図ることを考え事業の計画を協議致しました。

・第１回役員会(ハイブリット開催)
期日：令和３年５月13日
議題：第18回定時総会決算
　　2021年度事業開催に関して
場所：ドリームシアター岐阜

・第２回役員会(オンライン開催)
期日：令和３年６月10日
議題：第１回青年部事業に関して(協議)
　　中部ブロック岐阜県事業に関して

・第３回役員会(ハイブリット開催)
期日：令和３年７月８日
議題：第１回青年部事業に関して(審議)
　　中部ブロック岐阜県事業に関して(審議)
場所：ドリームシアター岐阜

・第４回役員会(オンライン開催)
期日：令和３年８月24日
議題：第１回青年部事業に関して(開催の有無)
　　コロナの状況踏まえ今後の事業活動について

・第５回役員会(オンライン開催)
期日：令和３年９月15日
議題：第２回青年部事業に関して(討議)

◯事業

今年度の事業は時勢に合わせ開催日時が前後することも想定しながら、下記の通り９月、２月の２回開催計画を立てました。

・第１回
青年部ゴルフコンペ＆懇親会(屋外会場)
令和３年９月15日
※緊急事態宣言の発令により延期となりました。

・第２回(現在協議中)
（案１）国産バナナ栽培農園＆大規模体験農園
　　ビジネスチャンス勉強会、スマート農業勉強会並びに収穫体験
　　開催日令和４年２月ごろ

（案２）Zoomを活用したオンラインゲーム
　　開催日令和４年２月ごろ

◯中部ブロック事業(岐阜県担当事業)長良川クリーン活動&懇親BBQ

令和３年８月20日
※愛知県の緊急事態宣言の発令により延期となりました

‹電子マニフェストシステム（愛称：JWNET）の加入申込み›

── 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ──

※　改正廃棄物処理法が、平成29年６月９日に成立し、６月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者（前々年度に50t以上の特別管理産業廃棄物を排出した事業所）が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなりました。

なお、義務化は、令和２年４月１日から施行されました。（改正廃棄物処理法第12条の５、同法附則第１条第２号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第１条）

この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

1 申込み方法

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1)　排出事業者

利用区分	A 料金	B 料金	少量排出事業者団体加入料金（C 料金）
基　本　料（１年間）	26,400円	1,980円	不　要
使　用　料（登録情報1件につき）	11円	（90件まで無料）22円	22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	──

排出事業者の加入単位　排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2)　収集運搬業者

(3)　処　分　業　者

利用区分	(2)収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ※1	処分報告機能+２次登録機能※2	
			A 料金	B 料金
基　本　料（１年間）	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使　用　料（登録情報1件につき）	──	──	11円	（90件まで無料）22円
利用区分の目安となる年間登録件数	──	──	1,381件以上	1,380件以下

※１　処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。
※２　上記１の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（２次マニフェスト登録）する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位
業者単位で加入、１業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位
処分事業場単位（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、１事業場とすることも可能）

3 問い合わせ先

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/

JWNETサポートセンター

在宅勤務を実施しているため、電話が大変つながりにくくなっております。
▼電話サポート　対応時間
【平日９：00～12：00、13：00～16：00】

電話：0800-800-9023
（フリーアクセス、通話料無料）

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和３年９月22日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	５，７２０
収集運搬業者	３９５
処分業者	１７２
合計	６，２８７

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

FAX　058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法　ご希望の購入方法に印をつけてください。（無記入の場合は、発送します。）

□　**発送　（翌日営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。）**

□　**協会窓口で現金購入　　来所予定日　　月　　日　AM・PM・未定**

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

（単票１箱＝100セット入、連続票１ケース＝500セット入）

管理票（マニフェスト）の種類		単価(円)消費税込	数　　量
産業廃棄物管理票【直行用】７枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会　発行	単　票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】８枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会　発行	単　票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
建設系廃棄物マニフェスト　７枚綴り 建設六団体副産物対策協議会　発行	単　票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※（公社）全国産業資源循環連合会　平成３０年４月１日改称　（旧（公社）全国産業廃棄物連合会）

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業資源循環連合会発行）【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版　46ページ 1冊 330円（実費）	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版　36ページ 1冊 170円（実費）	冊

申　込　日	令和　　年　　月　　日	発送の場合　土曜日に荷物の受取	可・否
住　　所	〒　　－		
会　社　名	フリガナ		
代表者氏名又は取扱責任者氏名	（フルネームが必要です）		
電 話 番 号		ＦＡＸ番号	

事務局使用欄

払込No.	確認日
No.＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿	No.＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会　TEL058-272-9293　　2019.10

○保全協Newsについて

令和３年７月28日（第211号）で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

（第211号）
1　2022年版産廃手帳のご購入案内について
2　「産業廃棄物処理ｅラーニング講座（令和３年度）開講」のご案内について
3　「令和３年度産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）」開催のご案内について
4　令和３年度（第72回）全国労働衛生週間について

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
○電子マニフェストに加入された場合は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員（処理業者）各位

○許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
○許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

事務局からのお知らせ

当協会WEBの会員専用データベースに、行政機関からの通知文や廃棄物処理法の改正など、最新の情報を随時更新しておりますので、ご利用ください。

なお、会員専用を閲覧するには、IDとパスワードが必要となります。

（IDとパスワードは、平成24年４月６日に送付済です。その後の加入会員は、入会時に送付しています。）

また、IDとパスワードがご不明な場合には、お手数ですが事務局へご連絡ください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長　石　田　謙　治
副委員長　小　塚　将　樹
石　原　幸　喜　　河　原　三　次　　長谷川　光　彦
濱　岡　直　彦　　伏　見　典　郎

編　集　後　記

最近、夜の草むらから、コオロギの合唱がにぎやかに聞こえ、晩酌どきの楽しみにしています。秋風が気持ちよい今日この頃、皆様いかがお過ごしですか？

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出と解除が繰り返され、いまだ収束の目途が立たず暗いニュースばかりの今日この頃ですが、ロサンゼルス・エンゼルス所属の大谷翔平選手をはじめ、若い世代がご活躍されているニュースが流れると心が躍り希望にあふれ嬉しく感じます。
渡米当初は「二刀流は難しいのではないか？」「投手のみに専念をした方がいいのではないか？」などと言った声がありましたが、今年は９月20日の時点で２桁勝利目前、盗塁ランキグ５位の23個、ホームラン王争いをしているなど大ブレークを果たし、以前の雑念を払拭しました。
本当に頭が下がる思いです。

この若い世代に何をしてあげられるか、何が残せるのかと考えると、よりよい環境を後世に残すことだと思います。
今よく耳にする『SDGs』ですが、内容を理解し実践している人が一体どれくらいいるのでしょうか？
言葉ばかり先行しているように感じてしまいます。

弊社は生コンクリートの製造をしております。
毎年地球を削って生み出される生コンクリートは全世界で年間約15,000百万トン（＝6,500百万㎥）東京ドーム3,600 個分です。そのうちの ３～５％が「残コン・戻りコン」となっており、その量は実に世界で東京ドーム100～180個分、日本国内だけでも年間東京ドーム２～４個分の残コン・戻りコンが発生しています。

現在、弊社ではリサイクル資材を用いた生コンクリートの製造や残コンクリートのリサイクルを改めて検証し微力ながらSDGsの一助になれればと考えております。

記　河原　三次

令和３年１０月１５日発行　　第１２８号
編集発行　一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長　澤　田　裕　二
〒500－8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL〈058〉272－9293　FAX〈058〉272－6764
https://www.gifu-hozen.jp
E-mail　info@gifu-hozen.jp
印刷　共和印刷株式会社

協会のシンボルマーク

協会ホームページへのバナー広告掲載募集

当協会では、ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。ホームページのバナー広告は多くの人の目に触れ、貴社のホームページへのリンクもできますので貴社の営業広告やイメージアップにご活用ください。なお、掲載料金等（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

ホームページバナー広告掲載料

バナー掲載料	１年間の料金（　）は会員外の掲載
バナー画像作成料	20,000 円（50,000 円）
	3,300 円（企業ロゴ作成は別途料金）

注　掲載内容は、当協会ホームページバナー広告掲載要綱に基づいたものとします。

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」（年４回）及び「協会要覧」（年１回）を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会ホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

協会報広告掲載料

掲　載　面	印刷形態	１回の料金（　）は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ　ラ　ー	30,000 円（40,000 円）
	モ ノ ク ロ	20,000 円（30,000 円）
裏　表　紙	カラーのみ	40,000 円（50,000 円）
本　文　中	カ　ラ　ー	30,000 円（40,000 円）
	モ ノ ク ロ	10,000 円（20,000 円）

注　１　１／２ページの掲載の場合は上記料金の半額です。（広告原稿は広告主負担）

２　４回連載で申込みの場合は、10％の割引となります。

（ホームページのバナー広告も希望により掲載致します）

３　表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在受け付けておりません。

スキルアップを考えている方に必須の試験です

（公社）全国産業資源循環連合会

産業廃棄物処理検定
（廃棄物処理法基礎）

こんな人のニーズにおススメです

■人事・管理部門
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握したい方。従業員の人材育成にご活用ください。

■廃棄物処理担当
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認したい方。

この検定に合格すると・・・

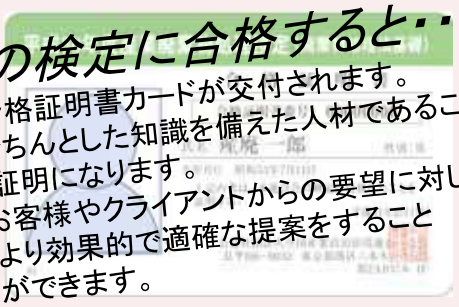

■合格証明書カードが交付されます。
■きちんとした知識を備えた人材であることの証明になります。
■お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

【試験日時】 令和4年2月13日（日）10時～11時30分

受験料：12,100円（税込）

【受付期間】令和3年12月1日～令和4年1月13日 （ただし各会場定員になり次第、受付を締め切ります）
【申込方法】専用ポータルサイトにて申込受付

詳細は連合会ホームページにてご案内いたします

【試験形態】マークシート方式による筆記試験
【試験範囲】廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/

全産連　検定　検索

【試験会場（予定）】全国13場で同時開催

最寄りの会場をご利用ください

開催場所（定員） 会場名	岩手県（50名） アイーナ いわて県民情報交流センター	栃木県（50名） 栃木県教育会館	東京都（90名） TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター
神奈川県（90名） 神奈川労働プラザ	新潟県（80名） 新潟県建設会館	石川県（30名） 石川県地場産業振興センター	長野県（60名） ホテル信濃路
愛知県（80名） 名古屋国際会議場	滋賀県（70名） ピアザ淡海	大阪府（80名） 大阪私学会館	広島県（90名） 広島市文化交流会館
福岡県（50名） 福岡県中小企業振興センター	熊本県（60名） メルパルク熊本		

共催：
一般社団法人岩手県産業資源循環協会
一般社団法人新潟県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人広島県資源循環協会
公益社団法人栃木県産業資源循環協会
一般社団法人石川県産業資源循環協会
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
公益社団法人福岡県産業資源循環協会
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
一般社団法人長野県資源循環保全協会
公益社団法人大阪府産業資源循環協会
一般社団法人熊本県産業資源循環協会

【お問合せ先】
公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106―0032　東京都港区六本木3-1-17　第2ABビル4階

検定試験担当
TEL: 03-3224-0811　　FAX: 03-3224-0820
https://www.zensanpairen.or.jp
●営業時間／月～金　9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2021.06

令和3年度（後期）

産業廃棄物処理実務者研修会
～オンライン学習～

後援：環境省

＜研修会の目的＞
産業廃棄物を取り扱う方々（排出事業者を含む）の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認

今年はオンラインで個人学習！
職場で自宅で、好きな時間に自分のペースで！

※ 産業廃棄物処理実務者研修会テキストも別途販売しています

申込受付開始！

	第4期	第5期	第6期
申込受付期間	10月1日～10月25日	11月1日～11月24日	12月1日～12月21日
受講期間	11月2日～11月29日	12月2日～12月24日	1月5日～1月28日

カリキュラム（全4講座）

① 産業廃棄物処理の基礎（第1章～第8章）
（廃棄物処理法、排出事業者の責務、保管基準や処理基準 など）
② 産業廃棄物の委託処理と委託契約
③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）　④ 帳簿

各章の構成

個人学習に最適な「復習（補習）」や「確認テスト」がメインの研修会です！
（各章ごとに、STEP1～STEP3で構成）

STEP1 講義視聴　要点がわかりやすい！

ナレーション付きのスライドショー

STEP2 復習（補習）　重要語句の暗記に最適！

クリックではがれる付箋機能を搭載

STEP3 確認テスト　理解度の把握に最適！

選択式問題や記述式問題を用意

全問正解で次の章へ

受講料
1名につき **8,250円**（税込、通信費等は利用者負担）

詳細／申込方法
お申込みは、専用のポータルサイトより受付
産廃　実務者研修　検索
https:// www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/

お問合せ
公益社団法人
全国産業資源循環連合会
事業部　実務者研修会担当
E-mail: ability-as@ze　nsanpairen.or .jp
●営業時間／月～金　9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2021.08

刑務所・少年院の中にいる人たちが，

出所後の仕事を探しています。

刑務所や少年院の中にしかいかない**「受刑者専用求人票」**をご存知ですか？

ハローワークへの登録でどの事業主様でも出すことが可能です。

私たち法務省矯正就労支援情報センター（コレワーク）は…

- 雇用に関心はあるけど，どのように採用したらいいか分からない
- 手続や制度をよく知らない
- 出所者の雇用に不安がある

そんな事業主様に対して必要な情報提供を行い，**出所者等の雇用をサポート**させていただきます。

詳しくは裏面をご覧ください。

刑務所に再入所してくる人の**7割以上が無職**です。

再犯防止には**仕事があることが大切**です。

再入所者における無職者の割合

（平成30年矯正統計年報による）

雇用経験豊富な事業主から**経験談**や**アドバイス**を聞ける

「**個別相談会**」も定期的に開催しています。

「働く場所があること」「仕事を任せてもらえること」

更生を目指す人にとって，それは大きなチカラになります。

雇用を通じた社会貢献，法務省がサポートいたします。

コレワーク利用の流れについて

ハローワークでの事業者登録でどなたでもご利用できます

1．まずはお電話，メールにてご連絡ください！

刑務所出所者等の雇用にご関心があればお気軽にご連絡ください。
サービスの内容と今後の手続きについて説明をさせていただきます。

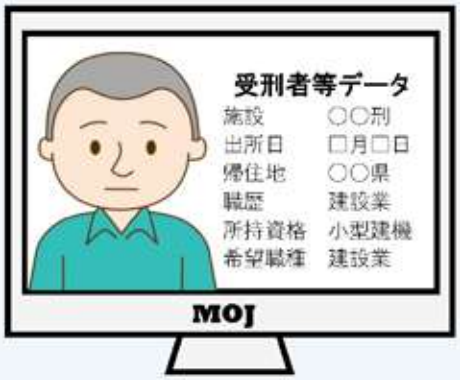

2．担当者から雇用条件についてお伺いします。

企業情報と雇用を希望する方の条件等，詳細を確認させていただきます。

3．雇用条件に合う方を検索します。

全国の刑務所・少年院にいる人を対象に，雇用条件に合う者を検索します。

4．検索結果についてご連絡します。

検索の結果，雇用条件に合う者が収容されている刑務所等を御紹介します。

5．受刑者等専用求人を登録してください。

事業所登録を行ったハローワークにて，検索結果で指定された刑務所等を指定して受刑者等専用求人を登録してください。

※受刑者等専用求人…刑務所等のみに公開され，一般には非公開の求人。公開先の刑務所等を直接指定することができる。

6．矯正施設で採用面接を行ってください。

求人に対し，応募する者がいましたら，刑務所等所管のハローワークからご連絡します。応募者が収容されている刑務所等の担当者と採用面接に係る日程調整を行ってください。

7．採用の可否についてご検討ください。

応募者との面接後，採否についてハローワークに連絡してください。

8．内定の場合は出所後すぐの採用になります。

その他，
個別相談会，雇用セミナー，刑務所見学会
も予定しています。詳しくは下記にお問い合わせください。

お気軽にご相談ください！

名古屋矯正管区　矯正就労支援情報センター
法務省　コレワーク中部
〒461-0011　愛知県名古屋市東区白壁1-15-1　名古屋合同庁舎3号館
【受付時間】平日10:00 － 17:00

TEL 0120-29-5089（フリーダイヤル つなぐ コレワーク）
FAX 052-971-5965
Email corrework-chubu@i.moj.go.jp

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future

HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
砿木村（はつりきむら）

■本　社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■砿木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004

エコアクション21
認証・登録番号 0009896

岐阜県
優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献

タカイ商事株式会社

TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県
福井県、京都府、大阪府、奈良県　公認）

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

（岐阜市）

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県　公認）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

（焼却、中和）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

（焼却、破砕、切断、脱水、中和）

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場

〒501−1183
岐阜県岐阜市則松1469番地の3
TEL（058）239−9931
FAX（058）239−9828
E-Mail　takaisho@sweet.ocn.ne.jp
URL　http://www.takai-shoji.jp/

企業理念

“安全で安心”循環型社会の創造は私たちの使命です

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。

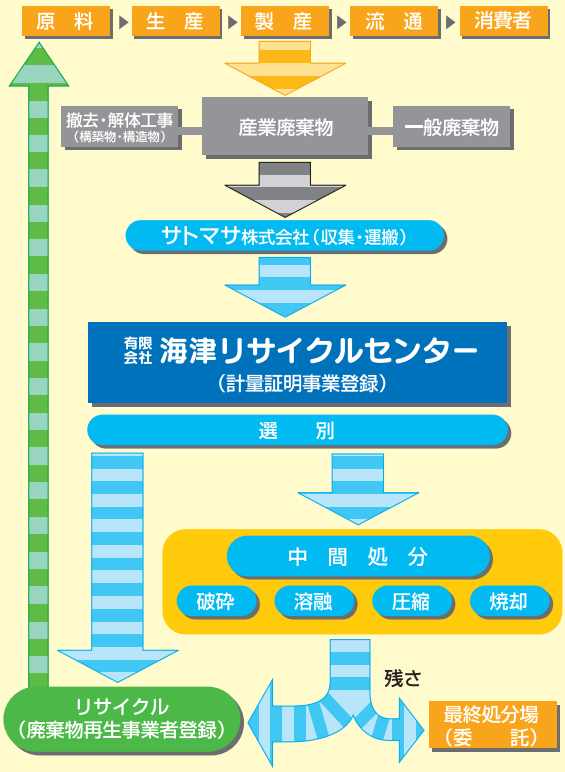

〈加盟団体〉サトマサグループ

(一社)愛知県産業資源循環協会
(一社)岐阜県産業環境保全協会
(一社)三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

http://www.satomasa.co.jp E-mail : info@satomasa.co.jp